

建築・電気・管工事における総合評価落札方式の見直し案

番号	見直し項目	現行制度		見直し案	
		建築	電気・管	建築	電気・管
1	手持ち工事数による評価を導入 ・公告時点で工事中の県発注同種工事が対象	適用なし		●特A級、A級工事（7千万円以上）を対象を導入	●A級工事 電気：4千万円以上 管：3千万円以上 を対象を導入
2	地域精通度加点の適用拡大	●A級工事（鳴門から三好地区） 庁舎管内 → 15点	適用なし	●特A級、A級工事すべてに適用し、配点を拡大	●A級工事すべてに適用
3	企業や配置予定技術者の工事成績評定点を縮小	●簡易型A以上（1億円以上） 企業 25点 技術者 25点		●簡易型A以上（1億円以上） 企業、技術者の配点を縮小	
		●施工能力審査型（3千万円～1億円） 企業 15点 技術者 20点		●施工能力審査型（3千万円～1億円） 技術者の配点を縮小	
4	一抜け方式の適用拡大 ・適用工事は、入札参加資格要件、工種、入札公告日及び開札日が同一のもの	●1千万円以上の工事を対象に、「同一敷地内のみ」で適用		●現行制度に加え、 ・建築：特A級、A級工事（7千万円以上） ・電気：A級工事（4千万円以上） ・管：A級工事（3千万円以上） について、適用範囲を拡大	
5	機械保有状況の加点を廃止	●施工能力以上で加点（3千万円以上）	適用なし	廃止	適用なし
6	企業や配置予定技術者の工事成績評定点の評価期間を延長	企業 5年 技術者 8年		企業 10年 技術者 10年	
7	企業や配置予定技術者の工事成績を問わないチャレンジ型を追加	適用なし		●建築、電気、管工事において、一部試行	